

## 職場意識改善助成金(テレワークコース)の見直しについて(案)

### 背景

「世界最先端IT国家創造」宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍以上にすることが宣言されるなど、政府全体でテレワーク導入促進策を実施するとされている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、サテライトオフィス、テレワーク等の遠隔勤務の促進のための環境整備が求められている。

### 平成27年度

#### 【助成の目的】

週1回以上、終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを導入する企業に対して導入経費の一部を助成

#### 【助成対象】

事業実施期間中の一定期間に、週1日以上終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施することを目的とした経費

#### 【成果目標】

事業実施期間中の一定期間に、事業計画時に申請した事業実施対象労働者の全員が少なくとも1回は終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施し、対象労働者を平均して週1日以上終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施すること

#### 【助成率、上限額】

成果目標達成の場合: 導入経費の3/4

上限額: 対象労働者数×15万円又は150万円のいずれか低い額

成果目標未達成の場合: 導入経費の1/2

上限額: 対象労働者数×10万円又は100万円のいずれか低い額

#### 【支給認定者】

厚生労働大臣

※下線を付けた「サテライトオフィス」が今回の省令改正で追加される部分